



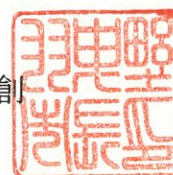
羽曳野市告示第 99号

羽曳野市公金収納事務委託について

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和 6 年政令第 12 号)附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正前の地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定により、羽曳野市税及びそれに付帯する徴収金の収納事務を下記の者に委託したので、告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

羽曳野市長 山入端 創



1. 委託した者の住所、氏名
東京都江東区豊洲 3 丁目 3 番 3 号
株式会社 NTT データ
代表取締役社長 佐々木 裕
2. 委託した事務の範囲
羽曳野市税及びそれに付帯する徴収金の収納
3. 委託した期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
4. 収納の方法
羽曳野市が指定する方法